

1. これまでの経緯

○昭和62年 京都府立宮津ヨットハーバー 設立

- ※昭和63年の京都国体会場として利用され、その後も青少年の健全育成及び海洋スポーツの振興を目的に運営。
- ※府の施設管理の見直しの中で、当初の施設目的を一定程度達成されたこと等から市へ無償譲渡。

○平成19年 田井宮津ヨットハーバー 運営開始

- ※市から地元自治会へ施設を無償貸付のうえ、地元の組合が管理運営(民営化)し、地域振興を図る。
- ※従来の設置目的である青少年の健全育成を継承しつつ、新たに宮津湾の観光振興や海上交通ネットワークの拠点として活用を図る。(マリーナ機能追加)

★平成20年 海の駅に登録

【国土交通省により登録された、一般利用者にかかれた船舶係留施設(マリーナ)のこと。】

★平成22年 みなとオアシスに登録

- ・地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進する制度。国土交通省港湾局長が住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設を登録。

★平成22年 施設内に水産加工販売施設

「田井マリンフーズ」オープン

※地元等で水揚げされた魚介類を加工・販売し誘客や経済効果を図る。

★平成30年3月 施設休止

○令和2年度末頃 地元管理運営組合 解散予定

⇒宮津市へ施設返却

2. ヨットハーバーの現状

★利用の現状

1. 青少年健全育成施設・ヨット活動の拠点としての活用

- ・近隣の団体が実施主体となり、カッターやカヌー体験、ヨット教室を実施
- ・隣接する艇庫を活動拠点とするヨット協会や地元高校ヨット部の利用
- ・過去にはヨット大会の会場としても利用

2. マリーナ機能としての活用

- ・釣り等のレジャーを目的としたクルーザーやモーターボート等のプレジャーボート保管
- ・営業用遊漁船の係留地として利用(釣り体験の提供)
【保管契約船舶の現状】

	総数	ヨット	ボート	遊漁船
舟艇数	42	12	22	8

3. その他

- ・ビジター(一般利用者)の桟橋、スロープ、レンタルヨットの利用
- ・B B Qや海水浴客の駐車場利用 ※現在は左記利用不可

★施設の現状

1. 建物等施設の老朽化

- ・クラブハウスを始めとする建物は建築から30年以上経過し老朽化している。鉄筋コンクリート造のため現状で使用に目立った影響は無いが、今後大規模な改修が必要になると想定。
- ・建物内設備(トイレ、シャワー、冷暖房設備等)についても旧式であり、現在、状態不良や使用不可の設備が大半、早期の改修が必要。
- ・付帯設備(桟橋、揚降機等)についても、現在目立った支障はないが、設置後相当年数が経過しているため今後改修が必要になる可能性有、特に揚降機については10年前後で改修が必要になると見込む。

2. その他

- ・艇庫内に旧田井マリンフーズ区画有。当該区画は整理中。
- ・隣接地に宮津市B & G艇庫が有り、ヨットハーバーと一体的運用が必須。

2. ヨットハーバーの現状

★経営の状況

- ・平成19年から29年頃までは赤字傾向だったが、平成30年以降は、経営努力により3期連続の黒字見込。
- ・近年の収支においては、収入の8～9割は契約船舶の保管料収入、支出は人件費、賃借料、修繕料が大半を占める。

★施設利用者の声

- ・ヨットハーバーなのにヨット以外が多い。
 - ・保管料は他民間マリン並みだが、監視カメラや洋式トイレ、シャワー、冷暖房のある休憩所がない等サービスが悪い。
 - ・24時間出入りがあるのに管理体制がない。
 - ・退去させられるなら保管場所を斡旋してもらえないと行く先がない。
 - ・遊漁船客や契約者以外の利用者が多く会員制マリーナの雰囲気がない。
 - ・立地が素晴らしいので今後もこれまで通りの運用で引き続き利用したい。
- etc



現状からの課題

- 施設、設備等が老朽化しており施設改修等に投資が今後必要。
 - 敷地内田井マリンフーズ区画や隣接するB & G艇庫との整理が必要。
 - ビジター利用や市民の契約者も少ないことから住民利用は限定的。
 - ヨットハーバーだが、保管ヨット数は全体の約1/4程度、減少傾向。
 - 収入が保管料収入に依存しているため、収益が現状以上伸びにくい。
 - 大きく分類すると3種（ヨット、クルーザー等、遊漁船）の利用者が1施設に混在している。
- 等

3. ヨットハーバーの将来像（素案）

現状の役割

- 青少年の健全育成拠点
- 地元ヨット活動の拠点
- マリーナ機能

必要と想定する新たな役割

- 新しいスポーツクリエイション機能や収益・集客事業の展開による魅力の向上
- 周辺施設や他エリアと連携した連続性・回遊性の確保
- 安定的な施設運営やエリアをマネジメントする持続可能な仕組み



将来像(素案)

※現在、地元関係者等とヨットハーバーを始めとして、周辺臨海エリアの将来像や在り方等について検討中

田井宮津ヨットハーバー 概要

施設概要

田井宮津ヨットハーバーは、青少年の健全育成施設として、また、海洋スポーツの振興に役立てる施設として、さらには、宮津湾における海上交通ネットワークの拠点として活用するもので、宮津市が田井自治会に貸し付け、田井宮津ヨットハーバー管理運営組合が運営する施設です。

【収容能力】

- ・駐車スペース：約65～100台程度
- ・ボートヤード：約60台程度

所在地 宮津市宇田井277-1番地

敷地面積 15,900㎡

管理運営 田井宮津ヨットハーバー管理運営組合

主な施設 ・クラブハウス ・艇庫 ・ボートヤード ・スロープ ・揚降機 ・桟橋

営業時間 4月～9月 (AM8:00～PM6:00) / 10月～3月 (AM8:00～PM5:00)

定休日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)

駐車場 完備

管理棟・休憩所



管理棟(左側) 入口・玄関



クラブ



環境が自然豊かなため、多くの市民が利用し、多くの市民が利用している施設です。

休憩所



休憩所は、ミーティングや研修の場として利用されています。

テラス



テラスからは、自然豊かな宮津湾を一望でき、日本一「大船」が遊覧する事ができます。

全体図・設備紹介



田井宮津ヨットハーバー 入口



①艇庫・管理棟



1階は艇庫、2階は管理棟です。

②ボートヤード



ボートヤードエリアでは、ボートが収容可能となっています。

③スロープ



ボートヤードすぐ目の前にあるスロープは、幅は20mです。

④揚降機



揚降機は、軌道式電動ウィンチ、揚降能力10tとなっています。

⑤固定桟橋



⑥浮桟橋

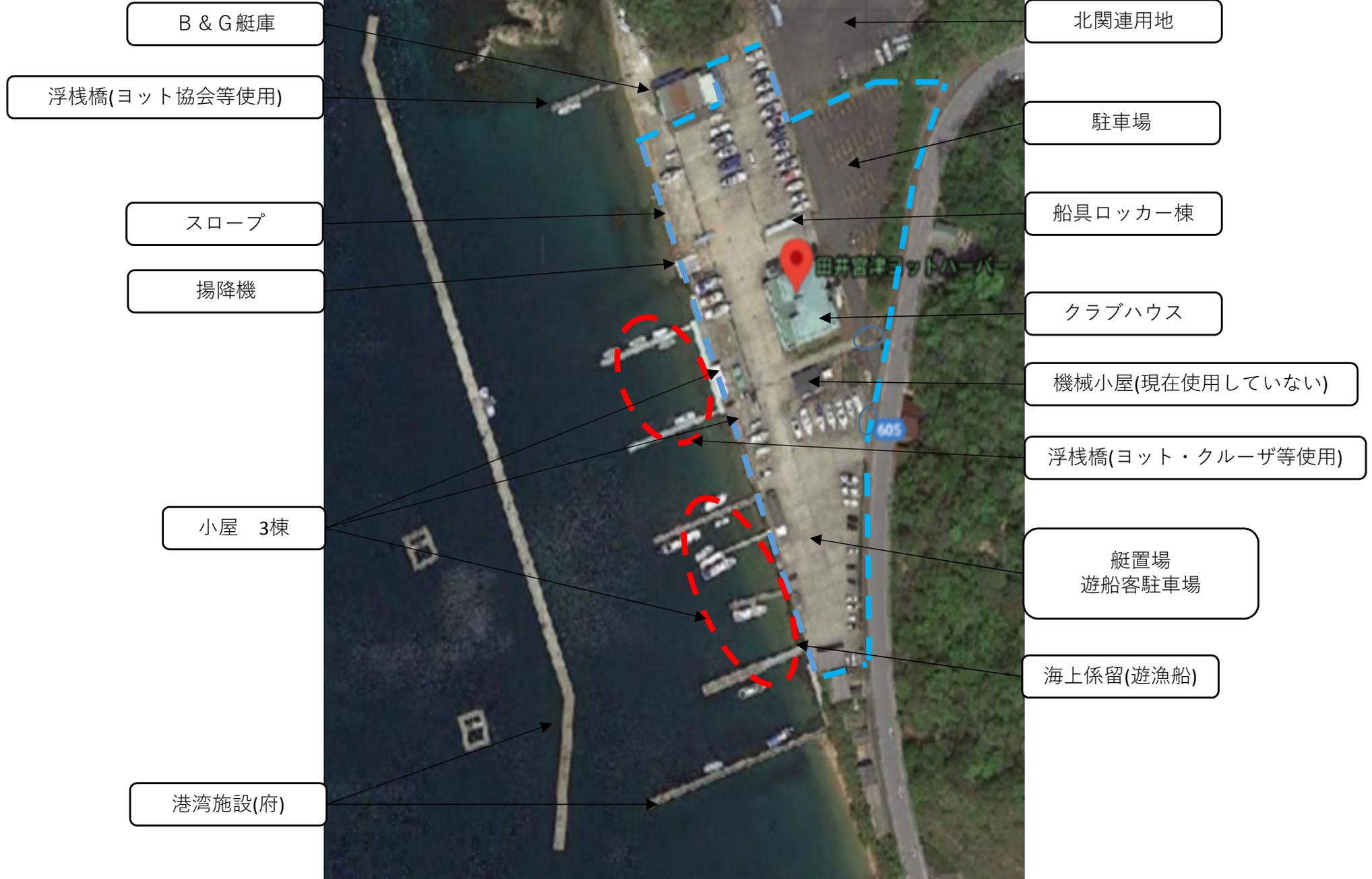


⑦駐車場



約100台駐車できる駐車スペースが完備されています。

< 施設等配置 >



<田井宮津ヨットハーバー周辺の状況>

